

# 八代市と熊本労働局との雇用対策協定運営協議会設置要領

## (設置)

第1条 八代市と熊本労働局が時勢に応じた地域の政策課題を共有し、求職者の就職促進と、企業の人才確保支援等について、それぞれの施策を密接な関連の下に円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、市内の雇用環境の整備と改善を図るため、八代市と熊本労働局との雇用対策協定（以下「協定」という。）第3条に規定する運営協議会として八代市と熊本労働局との雇用対策協定運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 協定の目的を達成するため、地域の雇用失業情勢等を踏まえ、八代市と熊本労働局が連携して実施する事項の毎年度の事業計画の策定に関する事。
- (2) 事業計画に基づき実施された事業の評価に関する事。
- (3) その他事業の運営に関し必要な事項に関する事。

## (構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 八代市
  - ア 経済文化交流部長
  - イ 経済文化交流部商工政策課長
  - ウ 総務企画部地域政策課長
- (2) 熊本労働局
  - ア 職業安定部長
  - イ 職業安定部職業安定課長
  - ウ 八代公共職業安定所長

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、議事を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

## (協議会)

第5条 協議会は、毎年1回以上開催することとし、会長が招集する。

- 2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、構成員は、協議会に出席できないときは、当該構成員があらかじめ指名する者を代理と

して出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、八代市と熊本労働局とで協議の上、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会に、議論を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に必要な関係機関への調査及び分析に関すること。
- (2) 事業計画素案の策定に関すること。
- (3) 事業計画に基づき実施された事業の評価に必要な調査及び分析に関すること。
- (4) その他会長が指示する事項に関すること。

3 ワーキンググループの構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 八代市

ア 経済文化交流部商工政策課長が当該課に属する職員のうちから推薦する者

イ 総務企画部地域政策課長が当該課に属する職員のうちから推薦する者

- (3) 熊本労働局

ア 職業安定部職業安定課長が当該課に属する職員のうちから推薦する者

イ 八代公共職業安定所長が当該所に属する職員のうちから推薦する者

4 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、八代市と熊本労働局とで協議の上、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 構成員及び協議会並びにワーキンググループに参加した者は、職務上知り得た秘密情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、八代市経済文化交流部商工政策課及び熊本労働局職業安定部職業安定課において行う。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。